

7. 道路交通アセスメントについて

7. 道路交通アセスメントについて

- 「重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドライン」が制定され、令和2年1月1日より施行。
- 渋滞対策協議会では、対象施設の立地後において、当該施設の立地により、周辺の重要物流道路上の主要渋滞箇所において、交通流の著しい悪化が認められないか、重要物流道路上に新たな渋滞箇所が発生していないか、モニタリングを実施する必要がある。

現行制度(R1.12まで)

[制度的課題]

- ① 立地後に、立地者に対して渋滞対策を要請することを前提とした枠組みとなっていない。
- ② 道路管理者は、商業施設等の立地に際して立地者による開発行為の申請のための同意願いにより、国道との隣接状況・境界確認状況・民地からの排水状況・乗り入れ口の概要について約2週間程度で実施している。
- ③ また、県の審査後、工事許可のために道路法24条申請がなされたときに、構造の確認と同意書の添付を求める国道への影響を確認している。審査期間は20日としている。

[既存の立地許可制度と

道路管理者に関する課題制度的課題

計画・立地の流れ	既存の立地許可制度 (大店立地法等)	道路管理者
計画立案・基本設計	立地者は施設敷地内での対策を中心計画。	
実施設計		
工事着手	接道工事の承認審査では、乗入口の位置などの確認が中心。	
立地	渋滞状況等をモニタリングする枠組みになっていない。 事後対策を実施する枠組みになっていない。	承認の際に、渋滞した場合の事後対策を明確にしていない。

```

graph TD
    A[計画立案・基本設計] --> B[実施設計]
    B --> C[工事着手]
    C --> D[立地]
    
    subgraph "既存の立地許可制度 (大店立地法等)"
        D
        D --> E["立地者は施設敷地内での対策を中心計画。"]
    end
    
    subgraph "道路管理者"
        D
        D --> F["接道工事の承認審査では、乗入口の位置などの確認が中心。"]
        F --> G["渋滞状況等をモニタリングする枠組みになっていない。  
事後対策を実施する枠組みになっていない。"]
        G --> H["承認の際に、渋滞した場合の事後対策を明確にしていない。"]
    end

```

出典: 第5回 道路交通アセスメント検討会 配付資料

交通アセスメントの流れ(R2.1以降)

```

graph TD
    A[立地者] --> B[計画立案・基本設計]
    B -- 協議 (法定協議) --> C[公共施設管理者協議  
→都市計画法第52など  
・交通影響予測確認  
→ガイドライン-3  
・事前対策内確認  
→ガイドライン-4]
    C -- 同意 (法定協議) --> D[実施設計]
    D --> E[建築確認申請]
    E --> F[説明会開催  
→大規模小売店舗立地法5]
    F --> G[接道工事に係る承認申請手続]
    G --> H[大店立地法関係の手続を注視]
    H --> I[公共施設管理者協議の実施状況を確認  
→ガイドライン-5(1)]
    I -- 同意 --> J[渋滞対策協議  
→ガイドライン-5(1)]
    J --> K[接道工事承認  
→通節点52など、ガイドライン-5(2)]
    K --> L[接道工事]
    L --> M[渋滞対策完了]
    M --> N[沿道施設完成]
    N --> O[施設立地後のモニタリング  
→ガイドライン-5(2)]
    O --> P[渋滞発生  
→ガイドライン-5(2)]
    P --> Q[追加の渋滞対策]
    Q --> R[沿道施設の立地と円滑な交通の確保を両立]
    
    C --> S[協議]
    S -- 連携 ① --> T[開発許可  
→都市計画法52など、自治体条例など]
    T --> U[許可 (法定協議)]
    U --> V[周辺の地域の生活環境に著しい影響を及ぼす場合、必要な措置をとるべきことを勧告]
    V --> W[届出  
→大規模小売店舗立地法55-56]
    W --> X[都道府県による意見提出  
→大規模小売店舗立地法55-59]
    X --> Y[接道工事承認  
→通節点52など、ガイドライン-5(2)]
    Y --> Z[接道工事]
    Z --> AA[渋滞対策完了]
    AA --> BB[沿道施設完成]
    BB --> CC[施設立地後のモニタリング  
→ガイドライン-5(2)]
    CC --> DD[渋滞発生  
→ガイドライン-5(2)]
    DD --> EE[追加の渋滞対策]
    EE --> FF[沿道施設の立地と円滑な交通の確保を両立]

```

出典: 重要物流道路における交通アセスメント実施のための技術運用マニュアル

交通アセスにおける渋滞協の役割

[渋滞対策協議会を活用したモニタリング]

- ・道路交通アセスメントの対象となった施設については、道路管理者として、渋滞対策協議会等においてモニタリングを実施すべきである。
(重要物流道路における交通アセスメント実施のための技術運用マニュアルより抜粋)

[施設立地後のモニタリング]

○モニタリングによる確認項目

ア: 当該施設の立地により、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の著しい悪化が認められること。

イ: 当該施設の立地により、予測範囲内の重要物流道路の区間に新たな渋滞箇所の発生が認められること。

[モニタリングの流れ]

立地者

```

graph TD
    A[沿道施設完成] --> B[渋滞協にて実施]
    B --> C[施設立地後のモニタリング]
    C --> D["上記ア又はイに該当"]
    D --> E[行政指導(道路管理者)]
    E --> F[追加の渋滞対策]
    F --> G[沿道施設の立地と円滑な交通の確保を両立]

```

7-1